

第69期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年 3月26日（火曜日）

午前11時（受付開始：午前10時30分）

（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

開催場所

東京會舘 7階「マグノリア」

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件

株主様へのご来場記念品のご用意はございません。
何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第69期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6
第3号議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件	16

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	21
2. 会社の状況に関する事項	35

連結計算書類	50
--------	----

計算書類	53
------	----

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	56
計算書類に係る会計監査報告	59
監査委員会の監査報告	61

株主メモ	62
------	----

株主各位

(証券コード：6817)

2024年3月5日

東京都中央区入船三丁目7番2号
KDX銀座イーストビル7階

スミダコーポレーション株式会社

取締役 **八幡 滋行**

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

また、議決権行使は株主の皆様のご大切な権利ですので、ご出席されない場合にも、5ページから20ページの株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただくか、同期限までに当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使ください。株主の皆様のご意向を経営に確実に反映させるためにも、議決権行使を、ぜひともお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sumida.com>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRライブラリ」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スミダコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「6817」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1 日 時	2024年3月26日（火曜日）午前11時（受付開始は午前10時30分） （開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目2番1号 東京會館 7階「マグノリア」
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第69期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第69期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件
4 招集にあたっての 決定事項	<ol style="list-style-type: none"> インターネット等又は議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。 インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。 インターネット等により議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を株主様の意思表示として会社は取扱います。 議決権行使書のご返送は2024年3月25日（月曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。 インターネット等による議決権行使は2024年3月25日（月曜日）午後5時までに行使してください。 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法にて会社にご提出ください。

* 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

* 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

* 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

* 本総会終了後、会社説明会、懇談会等は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

以 上

議決権行使等についてのご案内

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット）にて議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン等から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

また、お手持ちのスマートフォン等にて「議決権行使書」に表示されたQRコードを読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権をご行使いただけます。

行使期限 2024年3月25日（月曜日）午後5時まで

- ① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- ② スマートフォン等を用いられる場合、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～21：00

郵送（書面）にて議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年3月25日（月曜日）午後5時到着分まで

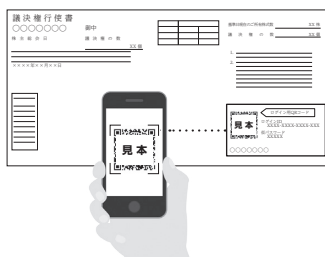
- ※インターネット等又は議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。
- ※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。
- ※インターネット等により議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を株主様の意思表示として会社は取扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

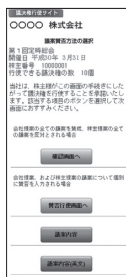
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

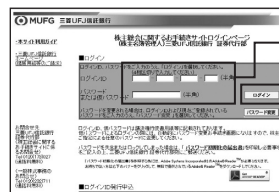
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

代表執行役の最低員数の変更

当社を取り巻く環境の変化に応じた最適な業務執行体制を実現するため代表執行役の員数に一層の柔軟性を確保することを目的として、取締役会の決議をもって定める代表執行役の最低員数を1名といたしたいと存じます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第40条 [条文省略]	第1条～第40条 [現行どおり]
第41条（代表執行役及び役付執行役） 取締役会は、その決議をもって代表執行役 <u>2名以上</u> を定めるものとする。 2. 取締役会は、その決議をもって、役付執行役を選定することができる。	第41条（代表執行役及び役付執行役） 取締役会は、その決議をもって代表執行役 <u>1名以上</u> を定めるものとする。 2. 取締役会は、その決議をもって、役付執行役を選定することができる。
第42条～第52条 [条文省略]	第42条～第52条 [現行どおり]

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき社外取締役5名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏の5名が、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	やわたしげ ゆき 八幡 滋 行	取締役（取締役会議長）、指名委員、報酬委員、 リスクマネジメント委員会議長	再任
2	うめもと たつ お 梅 本 龍 夫	取締役（取締役会副議長）、指名委員会議長、 報酬委員会議長	再任 社外 独立
3	ファン ヤン ホク 范 仁 鶴	取締役、指名委員、報酬委員	再任 社外 独立
4	はやかわ りょう 早川 亮	取締役、監査委員	再任 社外 独立
5	アルバート キルヒマン		新任 社外 独立
6	うえの さわこ 上野 佐和子		新任 社外 独立
7	ほんだ よし ゆき 本 多 慶 行	代表執行役CFO、リスクマネジメント委員	新任

候補者の出席状況


候補者	在籍年数	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネジメント委員会
八幡 滋行	-	6/6回(100%)	-	6/6回(100%)	6/6回(100%)	4/4回(100%)
梅本 龍夫	5	6/6回(100%)	-	6/6回(100%)	6/6回(100%)	-
范 仁鶴	2	6/6回(100%)	-	6/6回(100%)	6/6回(100%)	-
早川 亮	2	6/6回(100%)	14/14回(100%)	-	-	-
アルパート キルヒマン	-	-	-	-	-	-
上野 佐和子	-	-	-	-	-	-
本多 慶行	-	-	-	-	-	4/4回(100%)

(注) 上記の在籍年数は、社外取締役としての在籍年数です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	 <p style="text-align: center;"> <small>やわた しげゆき</small> 八幡 滋行 <small>(1951年10月28日生)</small> <small>(2023年度)</small> <small>[取締役会への出席状況]</small> <small>6回中6回</small> </p>	<p>(略歴)</p> <p>1977年11月 当社入社 1988年 3月 当社取締役 1990年 3月 当社代表取締役専務 1991年 4月 当社代表取締役副社長 1992年 3月 当社代表取締役社長 2003年 4月 当社代表執行役CEO 2003年 4月 当社取締役（現任） 2005年12月 SUMIDA Holding Germany GmbH（現SUMIDA Europe GmbH）代表取締役</p> <p>(地位及び担当)</p> <p>取締役（取締役会議長）、指名委員、報酬委員、リスクマネジメント委員会議長</p>	<p>0株（注）</p>

《取締役候補者の選任理由》

八幡滋行氏は当社グループの事業経営に携わるとともに、グローバル展開を進める等豊富な経験と実績を有しています。同氏を取締役候補者とした理由は、代表執行役CEOとして長年にわたり当社経営を担ってきた経験及び電子部品業界に精通した知見をもとに、引き続き取締役会の機能を強化することが期待されるためです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">独立</p>	<div style="text-align: center;">  <p>うめもと たつお 梅本 龍夫 (1956年9月14日生) (2023年度) [取締役会への出席状況] 6回中6回</p> </div>	<p>(略歴)</p> <p>1979年 4月 日本電信電話公社 (現NTT) 入社 1985年 8月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 1991年 9月 シュローダー・ピーティーヴィー・パートナーズ(株)入社 1995年 4月 (株)サザビー (現サザビーリーグ) に転籍 取締役経営企画室長 スターバックス コーヒー ジャパン(株) 立上げ総責任者 「第2創業」 (企業再活性) プロジェクト総責任者 2000年より最高企画責任者 (チーフ・プランニング・オフィサー: CPO) 2005年 1月 有限会社アイグラム設立 代表取締役 (現任) 2011年 8月 (株)リーグ・ミリオン設立 代表取締役 2015年 4月 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授 2015年 6月 公益財団法人 早川清文学振興財団 評議員 2017年 4月 (株)フォーラムエンジニアリング 社外取締役 (現任) 2019年 3月 当社社外取締役 (現任) 2020年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 2020年 4月 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 客員教授 (現任)</p> <p>(地位及び担当) 取締役 (取締役会副議長)、指名委員会議長、報酬委員会議長 (重要な兼職の状況) 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 客員教授 有限会社アイグラム 代表取締役 (株)フォーラムエンジニアリング 社外取締役</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>


《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

梅本龍夫氏は、長年に亘り、経営コンサルタント、経営者として国際的な経験を重ね、スターバックスコーヒージャパンをはじめ、複数の企業を立ち上げ、現在も様々な分野のアドバイザー及び立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科の客員教授を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発及びマーケティングやブランディングに関する知見に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">3</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">独立</p>	 <p>ファン ヤンホク 范 仁鶴 (1949年9月5日生) (2023年度) [取締役会への出席状況] 6回中6回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1976年10月 Nigerian Spanish Engineering LTD. (ナイジェリア) 入社 1979年11月 Mayor Engineering Ltd. (ナイジェリア) マネージング ディレクター 1984年 9月 Pfizer MSP KK 材料工学部 (香港) 入社 1994年 1月 CITICパシフィック (香港) 代表取締役 1997年11月 チャイナ・エパーブライト・インターナショナル (現チャイナ・エパーブライト・エンパイロメント・グループ) 香港、代表取締役 兼 ジェネラルマージャー 2010年 1月 ハイサン・ディベロップメント (香港) 非業務執行独立取締役 (現任) 2012年12月 チャイナ・エパーブライト・エンパイロメント・グループ (香港) 非業務執行独立取締役 (現任) 2012年12月 ファースト・パシフィック (香港) 非業務執行独立取締役 (現任) 2013年 9月 チャイナ・エアークラフト・リージング・グループ・ホールディングス (香港) 非業務執行独立取締役 2016年 9月 PFCデバイス (香港) 非業務執行独立取締役 2022年 3月 当社社外取締役 (現任) (地位及び担当) 取締役、指名委員、報酬委員 (重要な兼職の状況) ハイサン・ディベロップメント (香港) 非業務執行独立取締役 チャイナ・エパーブライト・エンパイロメント・グループ (香港) 非業務執行独立取締役 ファースト・パシフィック (香港) 非業務執行独立取締役</p>	<p>0株</p>


《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

范仁鶴氏は長年に亘り、中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏は社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及びアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4 再任 社外 独立	 <p>はやかわ りょう 早川 亮 (1962年12月17日生) (2023年度) [取締役会への出席状況] 6回中6回</p>	<p>(略歴)</p> <p>1985年 5月 Darroch Industrial Consultants, Ltd. (ニュージーランド・オークランド) 入社</p> <p>1989年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店 投資銀行部門入社</p> <p>1992年11月 同社投資銀行部門 企業金融部 バイス・プレジデント</p> <p>1997年12月 同社投資銀行部門 アドバイザリー・グループ バイス・プレジデント</p> <p>2000年 2月 同社株式資本市場部 バイス・プレジデント</p> <p>2002年 4月 ドイツ証券㈱、投資銀行本部株式資本市場部 ディレクター</p> <p>2007年 3月 ㈱イー・ワン・コンサルティング 代表取締役 (現任)</p> <p>2007年10月 早稲田大学 ビジネス・ファイナンス研究センター インベストメント・バンキング講座講師 (現任)</p> <p>2008年 3月 マッコリーキャピタル証券会社 マネージング ディレクター、投資銀行本部・株式資本市場部長</p> <p>2008年 4月 オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 エグゼクティブ・カウンシル</p> <p>2014年 9月 アクサス・アドバイザーズ㈱ 代表取締役兼 マネージング・パートナー (現任)</p> <p>2020年 9月 UDC Finance Limited (ニュージーランド・オークランド) 社外取締役</p> <p>2022年 3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(地位及び担当) 取締役、監査委員 (重要な兼職の状況) ㈱イー・ワン・コンサルティング 代表取締役 アクサス・アドバイザーズ㈱ 代表取締役兼 マネージング・パートナー 早稲田大学 ビジネス・ファイナンス研究センター インベストメント・バンキング講座講師</p>	0株


《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

早川亮氏は長年に亘り、金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center;">新任</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center;">社外</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center;">独立</p>	 <p style="text-align: center;">アルバート キルヒマン (1956年12月16日生)</p>	<p>(略歴)</p> <p>1984年 8月 ダイムラー・ベンツAG（現メルセデス・ベンツグループAG及びダイムラー・トラック・ホールディングAG）入社 ドイツとスペインの事業を担当</p> <p>2004年 7月 ダイムラーAG（現ダイムラー・トラック・ホールディングAG）、ダイムラー・トラック部門、バス部門 経営企画・商品企画・財務 エグゼクティブ・バイス・プレジデント 兼 三菱ふそうトラック・バス(株) 取締役</p> <p>2009年 6月 三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役社長 兼 CEOに就任</p> <p>2010年 7月 ダイムラーAG 東京代表事務所主席代表</p> <p>2013年 4年 一般社団法人 日本自動車工業会 理事</p> <p>2013年 6月 在日ドイツ商工会議所及び欧州ビジネス協会 ボードメンバー</p> <p>2013年 8月 ダイムラーAG、ダイムラー商用車部門トラック・アジア責任者、三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役社長 兼 CEO</p> <p>2014年 7月 在日ドイツ商工会議所の副会頭に就任</p> <p>2015年 4月 三菱ふそうトラック・バス(株)取締役会長及び、ダイムラー・トラック・アジア部門会長に就任</p> <p>2017年 1月 ダイムラーAG退任</p> <p>2019年 1月 トレイトン SE 社外取締役に就任（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>トレイトン SE 社外取締役</p>	0株

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

アルバート・キルヒマン氏は長年に亘り、ダイムラー・トラック・ホールディングAGの商用車事業の財務・管理部門、事業・製品企画部門の責任者として国際的な経験を重ね、三菱ふそうトラック・バス(株)において代表取締役社長・CEO等の役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた国際的な経営者としての知識、経験、自動車並びに欧州・日本及びアジア市場に関する見識から経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は、新任の社外取締役候補者です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">6</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">独立</p>	 <p style="text-align: center;">うえの さわこ 上野 佐和子 (1964年8月12日生)</p>	<p>(略歴)</p> <p>1988年 4月 (株)第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行 1996年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年10月 同法人 パートナー 2017年 9月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2019年 9月 同法人 ディレクター 2021年 1月 金融庁入庁 証券取引等監視委員会事務局 証券取引特別調査官 2023年 4月 上野佐和子公認会計士事務所 所長 (現任) 2023年 6月 森永製菓(株) 社外監査役 (現任) 2023年 6月 空港施設(株) 社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>上野佐和子公認会計士事務所 所長 森永製菓(株) 社外監査役 空港施設(株) 社外監査役</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

上野佐和子氏は、長年に亘り、公認会計士として、本邦及び外資系大手企業の監査、ガバナンス強化・ビジネスモデル変革、デジタル化に携わっており、大手監査法人においてパートナー及びディレクターの役職を歴任しました。また、証券取引特別調査官として豊富な経験を重ねました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴において培われた知識・経験から、当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献が期待されるためです。同氏は、新任の社外取締役候補者です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7 新任	 <p>ほんだ よしゆき 本多 慶行 (1956年1月8日生)</p>	<p>(略歴)</p> <p>1980年11月 クーパースアンドライブランド (現プライスウォーターハウスクーパース) 東京事務所入所 1985年 9月 同シカゴ事務所 1992年 4月 同法人 パートナー就任 1992年 7月 ペプシコ・インク入社 (ニューヨーク本社) 1993年11月 日本ペプシコーラ社入社 経営企画部長 1995年 7月 同社財務本部長 1998年 2月 シスコシステムズ(株) 入社 財務本部長 1999年 9月 同社取締役管理本部長就任 2002年 8月 (株)ディーアンドエムホールディングス入社 CFO就任 2003年 6月 同社執行役就任 2005年 2月 (株)RHJインターナショナル・ジャパン入社 CFO就任 2005年 6月 同社代表取締役就任 2007年10月 (株)ディーアンドエムホールディングス入社 CFO就任 2009年 6月 同社代表取締役副社長就任 2009年11月 同社退任 2011年 3月 スミダグループ入社 2011年 8月 スミダコーポレーション(株) 執行役 2012年 3月 同社代表執行役CFO (現任) 2016年 3月 日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役 (現任)</p> <p>(地位及び担当) 代表執行役CFO、リスクマネジメント委員</p> <p>(重要な兼職の状況) SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役 公認会計士、米国公認会計士</p>	1,000株

《取締役候補者の選任理由》

本多慶行氏は、長年に亘り、グローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS (国際会計基準) 等に携わっており、パートナーやCFO等の役職を歴任しました。当社グループにおいても代表執行役CFOを長年務め、経営者として強いリーダーシップを発揮しました。同氏を取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた国際的な経営者としての知識、経験から経営の監督とチェック機能を期待されるためです。同氏は、新任の取締役候補者です。

- (注) 1. 候補者八幡滋行氏は、ヤワタビル株式会社取締役を兼務しており、同社は当社の大株主です。なお、当社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者八幡滋行氏は、Yawata Zaidan Limitedの取締役を兼務しており、同社は当社の大株主です。なお、当社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者の梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルパート キルヒマン氏及び上野佐和子氏の5名が原案どおり選任された場合は東京証券取引所の定めに基づく独立役員になる予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (D&O保険契約) を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、損害賠償請求における賠償金額、判決金額、和解金、示談金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、全ての取締役、執行役及び管理監督・指揮命令を行う従業員です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。取締役候補者の八幡滋行氏、梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルパート キルヒマン氏、上野佐和子氏及び本多慶行氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

梅本龍夫氏、范仁鶴氏及び早川亮氏の3名については、スミダグループに対し、社外取締役として経営の基本方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き社外取締役として重任をお願いするものです。また、アルパート キルヒマン氏、上野佐和子氏及び本多慶行氏については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断して新たに取締役をお願いするものです。

社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約については次のとおりです。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由
 当社は指名委員会等設置会社です。指名委員会等設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構です。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、5名の選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者の独立性
 - ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
 - ② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。
- (3) 社外取締役との責任限定契約
 当社は現に当社の社外取締役である梅本龍夫氏、范仁鶴氏及び早川亮氏との間で責任限定契約を締結しています。（契約の内容の概要は事業報告の「2(3)⑥責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりです。）各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏の選任が承認された場合、当社は、アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏とも上記責任限定契約と同一内容の責任限定契約を締結する予定です。

取締役の主たる経験分野・専門性

		企業経営	関連業界/事業	グローバルビジネス	財務・会計	法務/コンプライアンス	ガバナンス/リスクマネジメント	新規事業/M&A
八幡 滋行	取締役	●	●	●			●	●
梅本 龍夫	社外取締役	●		●			●	●
范 仁 鶴	社外取締役	●	●	●			●	●
早川 亮	社外取締役	●	●	●	●		●	●
アルバート キルヒマン	社外取締役	●	●	●	●		●	●
上野 佐和子	社外取締役			●	●	●	●	
本多 慶行	取締役	●	●	●	●		●	●

(注) 上記は本議案が原案どおり承認可決された場合の予定です。

第3号議案

業績達成条件付新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役及び従業員にストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものです。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループが2024年12月期から2026年12月期までの3ヵ年期間における目標の達成、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものです。

なお、新株予約権は、下記2. (3) 「⑧新株予約権の行使の条件」に定める条件を達成した場合のみその達成の程度に応じて権利行使を可能とするもので、新株予約権の付与対象となる当社子会社の取締役及び従業員が業績目標に対してコミットメントを負う内容になっています。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限並びに払込みに関する事項

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記 (3) に定める内容の新株予約権の総数は8,000個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式80万株を上限とし、下記

(3) ①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数とします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権は、無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。

なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができますものとします。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）である1円に付与株式数を乗じた金額とします。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができますものとします。

③新株予約権を行使することができる期間

2027年4月1日から2042年3月31日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑥新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認

の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議又は取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が権利行使をする前に、下記⑧に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。

(オ) 新株予約権の権利行使期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までとします。

(カ) 新株予約権の行使の条件

下記⑧に準じて決定します。

(キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定します。

(ク) 新株予約権の取得に関する事項

上記⑥に準じて決定します。

(ケ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とします。）による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、(i) 当社の2024年12月期から2026年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が90億円以上となり、かつ、(ii) 対象事業年度の平均投下資本利益率が6.0%以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額〈150億円を超える場合は150億円とします。〉の150億円に対する割合をいいます。）を乗じて得た個数（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）を限度として新株予約権を行使することができます。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとします。

(イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

(ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社又は当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

(エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、又はこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができるものとします。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

$$\text{行使することができる新株予約権の個数} = \text{上記（ア）の限度個数} \times \frac{\text{割当日から要件地位喪失日までの日数}}{\text{割当日から新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの日数}}$$

(オ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

(カ) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(4) 新株予約権のその他の事項

上記の細目及びその他の新株予約権の募集事項については、当社取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定めるものとします。

(ご参考)

当社グループが2024年12月期から2026年12月期までの3カ年期間における目標の達成、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、中期インセンティブプランとして、当社執行役に対しても行使条件等を同様とする新株予約権の発行を予定しています。当社執行役に対する新株予約権は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される新株予約権の公正価格に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とするものです。なお、報酬委員会において、本議案が承認可決されることを条件として、各執行役に対して当該払込金額と同額の報酬を付与し、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。また、執行役の個人別の報酬等の具体的内容として新株予約権の内容を上記2. (3)と同様とします。

以上

事業報告 第69期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症が徐々に収束に向かい、長らく停滞していた経済活動が正常化に向けて動き始めました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中、イスラエルにおいても武力衝突が発生する等、地政学上の不安定さが増えています。こうした中、米欧においては、新型コロナウイルス流行期の景気対策の反動で物価が大きく上昇し、これを抑え込むための積極的な金融引き締めが継続されました。中国においては、経済活動の再開に伴うリバウンド需要が一巡した後、不動産市況が悪化しており、景気回復の重しになっています。金融政策においては、米欧で引き締めが進む一方で、中国では緩和が行われた中、日銀が長短金利操作の運用を柔軟化しつつも大規模な金融緩和を維持したこと等により、米ドル、ユーロ、人民元の全てに対し年初から円安が進行しました。

こうした中、当社グループではxEV関連を中心とした受注済み案件の生産立ち上げ及び新規案件の獲得を進めました。特に、製品設計、生産技術及び品質管理等の領域における専門性の高い技術者を中心に拠点間の往来を再開しつつあり、設計拠点と生産拠点とが異なる製品の量産を確実に行うための体制づくりを進めています。生産においては、継続的な設備投資の実行、量産製品の生産効率向上及び品質水準の向上等、付加価値を高める不断の活動を進めています。

当連結会計年度における当社グループの業績は以下のとおりです。

売上収益は家電関連のパソコン、スマートフォン向けが伸び悩んだものの、車載関連でxEV向けの受注が好調に推移し、また、インダストリー関連における太陽光発電設備向けも堅調に推移しました。また、前連結会計年度と比較して、円に対して米ドル高、ユーロ高、人民元高で推移したことも円建ての売上収益増に寄与し、前連結会計年度比6.5%増の147,672百万円でした。

営業利益は前連結会計年度比4.6%増の8,564百万円でした。また、支払利息等による金融収益/金融費用の影響が2,708百万円のマイナスであったこと等から、税引前当期利益は同10.4%減の5,856百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同0.7%減の5,064百万円でした。

また、四半期ごとの業績は以下のとおりでした。

(単位：百万円、円)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上収益		35,552	37,662	37,718	36,739
営業利益		2,259	2,979	2,176	1,149
営業利益率		6.4%	7.9%	5.8%	3.1%
期中為替レートの	米ドル	132.75	135.29	143.68	149.11
	ユーロ	142.03	146.84	157.04	159.57
	人民元	19.28	19.44	19.88	20.54

(報告セグメントの状況)

当連結会計年度における報告セグメントの状況は次のとおりです。

1) アジア・パシフィック事業

アジア・パシフィック事業では、車載関連においてはxEV向け、インダストリー関連においては再生可能エネルギー向け等が堅調に推移したものの、スマートフォン向けを中心とする家電関連で前連結会計年度に急増した需要の反動減の影響を受け、売上収益は前連結会計年度比4.8%減の95,699百万円でした。不断の生産効率改善に加え、サプライチェーンが正常化に向かう中での原価低減等に取り組みましたが、工場の操業度低下が利益の重しとなり、セグメント利益は同14.6%減の5,422百万円でした。

2) EU事業

EU事業では、xEV関連売上が順調に伸び、また再生可能エネルギー向け、急速充電インフラ向け等のインダストリー関連が堅調に推移したことから、売上収益は前連結会計年度比33.1%増の61,065百万円でした。原材料価格、エネルギー価格は引き続き高止まりしたものの、増収効果に加え円安/ユーロ高で推移したこと等から、セグメント利益は同59.3%増の4,026百万円でした。

事業区分	売上収益
アジア・パシフィック事業	95,699百万円
EU事業	61,065百万円
セグメント間の内部売上収益又は振替高	△9,091百万円
合計	147,672百万円

(市場別の状況)

1) 車載市場

半導体の供給が大幅に改善し、過去数年間に亘る供給制約が解消に向かう中、自動車販売台数が増加したことは当社売上収益にも追い風となりました。加えて、xEV関連売上が堅調に推移したこと、為替市場が円安で推移したこと等から、車載市場の売上収益は前連結会計年度比7.2%増の86,865百万円でした。

2) インダストリー市場

脱炭素化及びウクライナ情勢を受けたエネルギー保障の動きから米欧の太陽光発電設備向けが堅調に推移しました。また、急速充電インフラ向けや、医療機器関連も堅調に推移したことから、インダストリー市場の売上収益は前連結会計年度比41.1%増の40,116百万円でした。

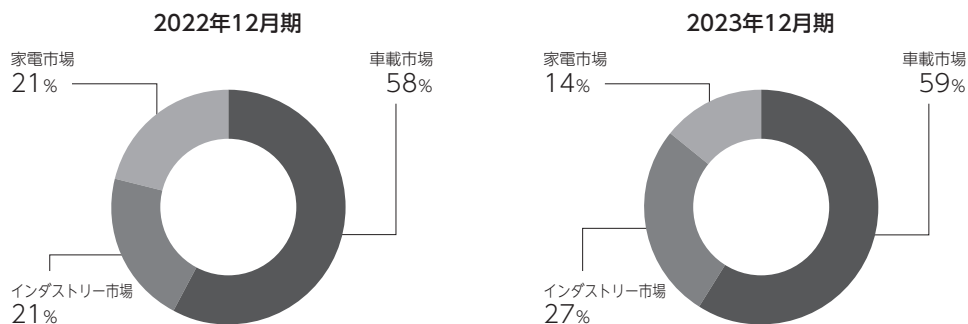
3) 家電市場

巣ごもり需要が一服した後、ノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン等の需要が弱含みで推移しました。家電市場の売上収益は前連結会計年度比29.0%減の20,691百万円でした。

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	増加率 (%)
車 載 市 場	81,031	86,865	7.2
インダストリー市場	28,429	40,116	41.1
家 電 市 場	29,139	20,691	△29.0

市場別売上構成



当期の財政状態の概況 (資産)

当社グループは、当連結会計年度において新株式発行により6,698百万円（調達コスト控除後）を調達しました。調達した資金は設備投資に充当する計画で、具体的には、xEV関連の新製品対応及び生産効率向上、車載市場における既存製品の増産及び新製品対応、インダストリー市場及び家電市場の顧客需要に対応する工場移転及び増床並びに家電市場における新製品対応及び生産効率向上を目的としています。この新株式発行による調達額は、そのまま資産及び資本の増加として現れます。当連結会計年度末における資産合計は142,786百万円で、前連結会計年度末比で7,939百万円増加しました。新株発行により調達した資金と、前連結会計年度末より累積した利益に加え、円安により外貨建て資産の換算額が大きくなったことも資産増加の一因です。なお、当社グループの保有する資産の約92%は外貨建てです。

流動資産は営業債権及びその他の債権、棚卸資産が減少したこと等により、前連結会計年度末比で782百万円減少しました。

非流動資産は前連結会計年度末比で8,722百万円増加しました。生産設備及び工場の生産能力拡充のため有形固定資産及び使用権資産等が増加したこと等によります。なお、当社グループの有形固定資産のうち約96%が国外の有形固定資産です。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は3,107百万円でした。手元資金については、国内外連結子会社各社に資金が滞留することにより資金効率が低下するリスクに鑑み、主要子会社の最低手持資金額を設定し毎月その設定額と実際手持資金とを比較することで、グループ全体での余剰資金を削減し借入金の圧縮に努めています。また、3ヶ月先までのローリング・フォーキャストを毎月実施することで資金管理を行っています。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、有利子負債の借入及び返済による残高の変動等により、前連結会計年度末比495百万円減少し、85,473百万円でした。

当連結会計年度末におけるネット有利子負債残高は、前連結会計年度末から2,421百万円減少しています。当連結会計年度末のネットDEレシオは0.88倍で、前連結会計年度末から0.20ポイント低下しました。当連結会計年度末現在、短期有利子負債（1年内返済予定又は償還予定の長期有利子負債を含む）の残高は31,347百万円で、長期有利子負債の残高は20,030百万円です。なお、当社グループの借入金のうち約66%が変動金利、約34%が固定金利によるものです。

当社グループでは、主要な銀行と定期的にミーティングを行い、良好な関係を築いています。銀行団のオープン・コミットメントラインは110億円を維持しており、これら全てが未使用です。

当社グループの保有する資産のうち大部分が外貨建てであることに対応し、為替の影響を少なくするため、現地通貨での調達を増やしています。外貨建て借入金の割合が借入金全体の約86%を占めており、借入金の平均金利は4.2%です。

(資本)

当社グループは、第2四半期連結会計期間において新株式発行により6,698百万円（調達コスト控除後）を調達しました。この新株式発行による調達額は、そのまま資産及び資本の増加として現れます。また、当連結会計年度の第3四半期末までに6,400百万円のフリー・キャッシュ・フローを創出できていたことから、これを原資として、2020年12月に調達した永久劣後特約付ローンの元本全部を2023年12月に任意弁済しました。これらの資本取引に加え、当期利益の計上、配当金の支払、また在外営業活動体の換算差額の変動を主要因としたその他の包括利益の計上等により、親会社の所有者に帰属する持分合計は55,056百万円となり、親会社所有者帰属持分比率は前連結会計年度末の34.7%から、当連結会計年度末に38.6%となりました。また、1株当たり親会社所有者帰属持分は前連結会計年度末の1,722.08円から、当連結会計年度末は1,687.39円となりました。

◎参考：期末為替レート

	2022年12月期	2023年12月期
米ドル/円	131.71	141.51
ユーロ/円	140.57	156.54
人民元/円	18.91	19.90

② 設備投資の状況

当社グループは、生産の合理化、品質向上、需要増加に伴う設備増強並びに研究開発を強化する目的で継続的に投資を行っています。当連結会計年度は新製品の開発及び製造に係る恒常的な投資等に加え、車載関連設備の増設、生産自動化、設備拡充等への投資の結果、アジア・パシフィック事業で6,672百万円、EU事業で3,132百万円、総投資額9,804百万円の設備投資を行っています。これは、期初設備投資計画9,600百万円とほぼ同水準です。

なお、当連結会計年度における設備投資の内訳は新製品対応34%、増産対応33%、生産性改善及び設備更新27%、その他6%となっています。

③ 資金調達の状況

1) 貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しています。当連結会計年度末日における貸出コミットメント契約の総額、借入実行残高及び借入未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約の総額	3,000百万円
借入実行残高	—
差引額	3,000百万円

2) マルチカレンシー・コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行7行と米ドル、ユーロ及び円のマルチカレンシー・コミットメントライン契約を締結しています。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるマルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額、借入実行残高及び借入未実行残高は次のとおりです。

マルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額	8,000百万円
借入実行残高	—
差引額	8,000百万円

3) 公募増資及び第三者割当増資

当社は、2023年6月6日を払込期日とする公募増資及び2023年6月28日を払込期日とする第三者割当増資により、6,698百万円（調達コスト控除後）の資金調達を行いました。

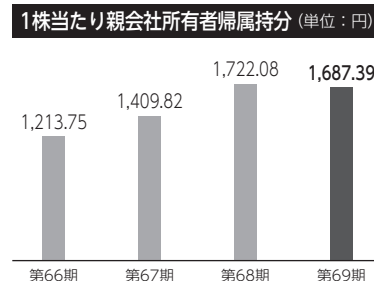
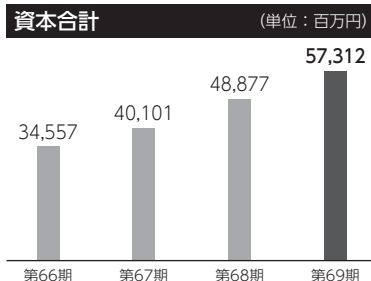
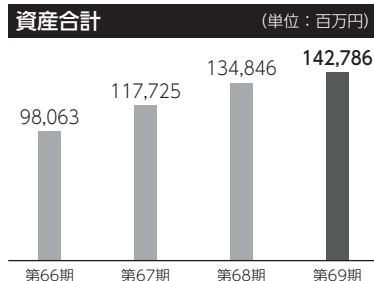
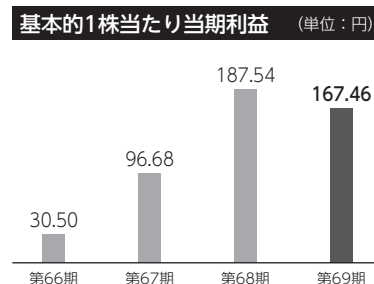
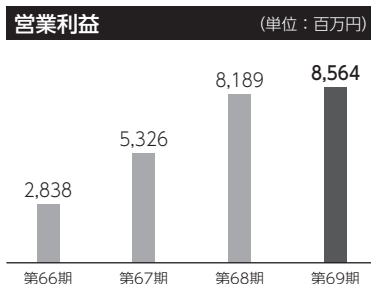
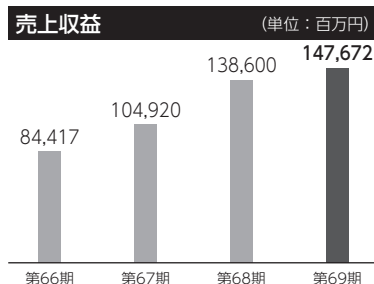
④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

		第66期 (2020年12月期)	第67期 (2021年12月期)	第68期 (2022年12月期)	第69期 (当連結会計年度 (2023年12月期))
売上収益	(百万円)	84,417	104,920	138,600	147,672
営業利益	(百万円)	2,838	5,326	8,189	8,564
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	828	2,629	5,099	5,064
基本的1株当たり当期利益	(円)	30.50	96.68	187.54	167.46
資産合計	(百万円)	98,063	117,725	134,846	142,786
資本合計	(百万円)	34,557	40,101	48,877	57,312
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,213.75	1,409.82	1,722.08	1,687.39
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)	(%)	2.5	7.4	12.0	9.9

(注) 基本的1株当たり当期利益は期中平均の発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は期末日現在の発行済株式総数により、それぞれ算出しています。
なお、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分の算出に際しては、期中平均の発行済株式総数及び期末日現在の発行済株式総数から、それぞれ自己株式を控除しています。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
スミダ電機株式会社	460,000 千円	100	コイルの製造・販売・研究開発
スミダコーポレートサービス株式会社	25,000 千円	100	グループ経営統括
東莞勝美達（太平）電機有限公司	305,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造
SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD.	20,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造
Sumida Electric (H. K.) Company Limited	927,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造・研究開発
SUMIDA TRADING PTE. LTD.	6,000 千シンガポールドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED	8,070 千人民元	100 (100)	コイルの販売
TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	30,000 千台湾ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED	2,000,000 千韓国ウォン	100	コイルの販売
SUMIDA Europe GmbH	25 千ユーロ	100	EU事業統括
SUMIDA Components GmbH	105 千ユーロ	97.8 (97.8)	コイルの製造・販売
SUMIDA AG	7,344 千ユーロ	97.8 (97.8)	EU事業の中間持株会社
SUMIDA Components & Modules GmbH	25 千ユーロ	97.8 (97.8)	コイルの製造・販売・研究開発
SUMIDA Lehesten GmbH	25 千ユーロ	97.8 (97.8)	EMS
SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C.V.	50 千メキシコペソ	72.3 (72.3)	コイルの製造
SUMIDA ROMANIA S. R. L.	3,101 千ユーロ	97.8 (97.8)	コイルの製造
SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	37,904 千人民元	97.8 (97.8)	コイルの製造・販売
SUMIDA Slovenija, d. o. o.	503 千ユーロ	72.3 (72.3)	コイルの製造
vogtronics GmbH	25 千ユーロ	72.3 (72.3)	コイルの製造・販売
SUMIDA flexible connections GmbH	25 千ユーロ	97.8 (97.8)	フラット・ケーブルの製造・販売
SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.	156 千ユーロ	97.8 (97.8)	フラット・ケーブルの製造・販売
Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd.	275,000 千タイバート	100	パワーエレクトロニクス関連コイルの開発・製造・販売
ISMART GLOBAL LIMITED	6,308 千ユーロ	100	中間持株会社
Sumida Finance B. V.	20 千ユーロ	100	金融統括会社
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	5,000 千米ドル	100	コイルの製造

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.	37,664 千人民元	100 (100)	コイルの製造
Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.	193,537 千人民元	100 (100)	コイルの製造
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	376,040 千人民元	100 (100)	コイルの製造
SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.	4,500 千人民元	97.8 (97.8)	コイルの製造
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	18,000 千米ドル	100	コイルの製造
SUMIDA INSURANCE CORPORATION	5,000 千米ドル	100	グループ内保険の統括・管理
SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC.	100 千米ドル	100	中間持株会社
Sumida America Inc.	6,350 千米ドル	100 (100)	コイルの製造・販売・研究開発
Sumida Electric (India) Private Limited	30,000 千インドルピー	100	コイルの販売

(注) 議決権比率の () 内の数字は間接所有比率です。

(4) 対処すべき課題

① 中期経営計画の推進

当社グループは、計画期間を3年間とする中期経営計画を策定しています。事業環境に応じて市場別基本方針及び重点課題を見定め、数値目標の達成に向けて事業活動に取り組んでいます。

a. 中期経営計画（2021-2023年度）の振り返り

【市場別基本方針】

- ・ 車載市場：
マーケットリーダーとなることを目指しxEVの設計・製造に最大限重点的に取り組みました。
- ・ インダストリー市場：
再生可能エネルギー、代替エネルギー、脱炭素関連インフラ及び医療市場に取り組みました。
- ・ 家電市場：
価格競争力があり、十分な利益を確保できる新技術アプリケーションの開発に取り組みました。

【重点課題】

《xEV市場での成長》

- ・ 本計画期間中の3年間に、xEV関連の売上高を年率40%で成長させ、2023年度に売上全体の20%以上とすることを目標に掲げました。取組みの結果、xEV関連の売上高は年率54%で成長し、2023年度に売上高全体の19%となりました。

《地域、製造戦略》

- ・ 2021年末北米子会社2社の合併を行いました。
- ・ ベトナム、クアンガイ第2及び第3工場増築が完了し、量産を開始しました。
- ・ 青森工場を約1.5倍に拡張決定し、2024年に量産を開始する予定です。

【数値目標】

- ・ 本計画では当初、2023年度の売上収益1,080億円、営業利益70億円の数値目標を設定しました。
- ・ 事業環境の変化を踏まえ、2022年初頭に中期経営計画の目標数値を上方修正し、2023年度の売上収益1,270億円、営業利益75億円としました。2022年度の経営成績は、売上収益1,386億円、営業利益81億円となり、上方修正後の2023年度目標数値を1年前倒しで達成しました。
- ・ 2023年度の経営成績は、売上収益1,476億円、営業利益85億円となり、2年連続で過去最高の営業利益を更新しました。

b. 新中期経営計画（2024-2026年度）

【重点課題】

《「脱炭素関連」市場での成長》

- ・ 前中期経営計画（2021-2023年度）で掲げたxEV関連からスコープを広げ、充電インフラ、太陽光発電、蓄電池等を含む用途群を「グリーンエネルギー関連」と定義し、年率22%の成長を目指します。そして、2026年度に当社グループ売上全体の35%以上を「グリーンエネルギー関連」で占めることを目指します。

【市場別基本方針】

- ・ 車載市場：
EV・ハイブリッド・FCV関連等、動力源を問わずビジネス機会を捉え、成長を目指します。
- ・ インドアストリー市場：
グリーンエネルギー、ファクトリーオートメーション・ロボット、医療機器、宇宙開発関連に注力し成長を目指します。
- ・ 家電市場：
AI普及を機に積極的にビジネスを獲得し、現在の規模を確保しつつ収益率の向上を目指します。

《地域、製造戦略》

- ・ お客様のニーズにより柔軟かつ迅速に対応するため、更なるメイド・イン・マーケットを推進します。このために、中国における案件獲得と、北米における生産を強化します。
- ・ 今後市場の拡大が見込まれるASEANにおいて、大型案件の発掘を行い、獲得を目指します。
- ・ 原価低減の飽くなき改善活動を継続するとともに、IT活用等による付加価値向上を目指します。

【数値目標】

- ・ 2026年度の売上収益1,900億円、営業利益135億円を目指します。
- ・ 投下資本利益率(ROIC) 9.31%、親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE) 13.18%を目指します。
- ・ 3年間累計でフリー・キャッシュ・フロー140億円の創出を目指します。

② コーポレートガバナンス体制の強化への継続的な取組み

2003年に経営と監督の分離を明確にするために日本の上場企業第1号で委員会等設置会社に移行しました。また、当社の取締役会は、7名のうち6名が多様な専門知識をもつ社外取締役です。1名が女性取締役、欧州や中国といったビジネスの比重が高いエリアからの外国人取締役が2名となっています。このような取締役会の体制をはじめコーポレートガバナンスの一層の強化に努めています。









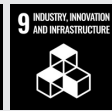



③ ESGの取組み

当社グループの使命は、人々の生活の質を向上し、環境に優しい製品や技術の開発を可能とするソリューションを提供し続けることです。この使命を果たし、スミダグループの製品が省電力、脱炭素化に大きく貢献し続けることが重要課題と認識しています。

【最重要取組み課題】

1. スミダグループの技術開発と製品を通して二酸化炭素削減に貢献する。
2. 資源の有効活用、廃棄物の削減、代替エネルギーの活用を推進して業務を遂行する。
3. スミダグループのあらゆるステークホルダーと共に国連開発計画が策定した17の持続可能な開発目標を達成する努力をし続ける。

当社グループは、2030年度の温室効果ガス(SCOPE 1&2)を2022年度比42%削減することを目指します。

環境	
<p>地球とその資源を大切にす：</p> <ul style="list-style-type: none"> i. エネルギーの効率化 ii. 廃棄物の削減と資源のリサイクル iii. 持続可能エネルギーの採用 iv. 持続可能資源の使用 v. 公害の防止 	    
社会	
<p>社会から尊敬される企業となる：</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 労働と人権 ii. 持続可能未来に向けた新技術とソリューションの開発 iii. 優秀な人材のリクルート、開発、保持 iv. 責任あるサプライチェーンの構築 v. 社会貢献 	   
ガバナンス	
<p>高い誠実性と持続力を備えた事業活動を行う：</p> <ul style="list-style-type: none"> i. コンプライアンスとリスクマネジメント ii. 製品の品質とセキュリティ iii. ITセキュリティ iv. 透明性 v. CSRトレーニングと推進 	  

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、コイル関連の部品及びモジュール製品の設計・製造・販売を行っています。当社グループの製品は、車載関連・インダストリー関連・家電関連といった多岐に亘る電子機器に搭載されています。当社グループの主要製品は次のとおりです。

▶ パワーインダクタ&RFインダクタ

面実装、ピンタイプ、デジタルアンプ用LPFコイル、RFチップインダクタ

▶ パワートランスフォーマー

面実装タイプ、ピンタイプ、PoEトランス、スイッチング・パワーサプライ、リアクタ、非接触給電コイル

▶ シグナル

RF/通信、RFID、アンテナコイル、他

▶ EMC

ACパワーライン、DCパワーライン、ノーマルモードチョーク、コモンモードコイル

▶ センサ・アクチュエータ

ローターポジションセンサー、ABSコイル、ソレノイドコイル

▶ 車載用モジュール

インバーター用チョーク・モジュール、パワー・コンバージョン、フィルターモジュール

▶ 磁性材料、セラミック部品、EMS、フレキシブル・コネクション

セラミック受動部品、電子製品製造サービス(EMS)、フレキシブルフラットケーブル

▶ 医療機器用コンポーネント

通信用アイソレーショントランス、アイソレーショントランス

(6) 当社グループの主要拠点等 (2023年12月31日現在)

本社	東京都中央区 (当社)
事業統括	SUMIDA Europe GmbH (ドイツ)、SUMIDA AG (ドイツ)、スミダコーポレートサービス株式会社 (東京都中央区)、Sumida Finance B. V. (オランダ)、SUMIDA INSURANCE CORPORATION (ミクロネシア)、SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC. (米国)
国内営業拠点	スミダ電機株式会社 (宮城県名取市、東京都中央区、埼玉県さいたま市、神奈川県川崎市、長野県小諸市、愛知県名古屋、大阪府大阪市)
海外営業拠点	Sumida Electric (H.K.) Company Limited (香港)、SUMIDA TRADING PTE. LTD. (シンガポール)、SUMIDA AMERICA INC. (米国)、SUMIDA Components GmbH (ドイツ)、SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED (中国)、SUMIDA Components & Modules GmbH (ドイツ)、vogtronics GmbH (ドイツ)、SUMIDA Lehesten GmbH (ドイツ)、SUMIDA flexible connections GmbH (ドイツ)、SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED (韓国)、TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED (台湾)、Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd. (中国)、Sumida Electric (India) Private Limited (インド)
国内生産拠点	スミダ電機株式会社 (青森県むつ市、長野県小諸市)
海外生産拠点	Sumida Electric (H.K.) Company Limited (香港)、東莞勝美達 (太平) 電機有限公司 (中国)、SUMIDA Components GmbH (ドイツ)、SUMIDA Components & Modules GmbH (ドイツ)、SUMIDA ROMANIA S. R. L. (ルーマニア)、SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S.A. DE C.V. (メキシコ)、SUMIDA Slovenija, d.o.o. (スロベニア)、SUMIDA Lehesten GmbH (ドイツ)、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd. (中国)、SUMIDA flexible connections GmbH (ドイツ)、SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD. (中国)、Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S.R.L. (ルーマニア)、SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)、Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd. (中国)、Sumida Electric (Changde) Co., Ltd. (中国)、Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd. (中国)、SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd. (中国)、SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD. (ベトナム)、SUMIDA AMERICA INC. (米国)
国内開発拠点	スミダ電機株式会社 (宮城県名取市、東京都中央区、長野県小諸市)
海外開発拠点	Sumida Electric (H.K.) Company Limited (香港)、SUMIDA AMERICA INC. (米国)、SUMIDA Components GmbH (ドイツ)、SUMIDA Components & Modules GmbH (ドイツ)、SUMIDA flexible connections GmbH (ドイツ)

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
アジア・パシフィック事業	12,371名	2,665名減
EU事業	2,999名	144名増
全社 (共通)	94名	0名
合 計	15,464名	2,521名減

(注) 1. 使用人数は就業員数です。

2. 全社 (共通) は本部機能及びサポート機能を持つスミダコーポレートサービス株式会社、Sumida Electric (H. K.) Company Limited及びスミダ電機株式会社のサービス部門に所属している使用人数を記載しています。

3. 使用人数には委託加工先の使用人数を含めて表示しています。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であり、使用人はいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	18,102百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,211
株式会社みずほ銀行	6,666
三井住友信託銀行株式会社	4,499
株式会社七十七銀行	2,750
株式会社千葉銀行	2,047

(9) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

①資本政策の基本的な方針

当社グループでは、国内外連結子会社各社に資金が滞留することにより資金効率が低下するリスクに鑑み、主要子会社の最低手持資金額を設定し毎月その設定額と実際手持資金とを比較することで、グループ全体での剰余資金を削減し借入金圧縮に努めています。また、手元現金の最小化に努めつつ、銀行団との間でオープン・コミットメントラインを設けています。当連結会計年度末におけるオープン・コミットメントラインの金額は110億円で、これら全てが未使用です。

財政状態の健全性の観点から、Net DEレシオ1.1倍以下をガイドラインとして設定しています。当連結会計年度末のネットDEレシオは0.88倍でした。

当社グループでは、各銀行による当社の信用格付けの維持向上のため、主要な銀行と定期的にミーティングを行い、良好な関係を築いています。中期的には収益性の向上と財務体質の強化に取り組み、信用格付けを取得し、資金調達の方法についての選択肢を増やす目標を持っています。

②資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの主な資金需要は、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに固定資産等に係る投資です。資金需要については、主に自己資金により賄い、必要に応じ銀行借入等により対応しています。

従来から資金の「見える化」を進め、グループ会社の資金の動き、残高等の管理をグローバルキャッシュマネジメントシステムにより実行しています。また、3ヶ月先までのローリング・フォーキャストを毎月実施することで資金管理を行っています。

③剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向30%以上を勘案した配当を実施することを基本方針としています。なお、実際の連結業績により、この基本方針による配当が適切でない場合には、株主資本配当率（DOE）等も考慮した上で、剰余金分配可能額の範囲で株主還元の充実を図っていきます。当社は取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、中間及び期末の年2回の配当を行うことを基本方針としています。また、期末は実際の連結業績を勘案したうえで、上記の配当方針に適応した年間配当額となるように期末配当をお支払いする方針です。

内部留保資金は、財務体質の強化、並びに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

取締役会決議日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年7月31日	750	23.00	2023年6月30日	2023年8月28日
2024年2月22日	913	28.00	2023年12月31日	2024年3月6日

(注) 当社は会社法第459条に基づき、6月30日、12月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

2 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 32,879,317株 (自己株式を含む) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 11,432名 |
| ④ 大株主 (自己株式を除く上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,189千株	18.96%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,335	16.35
ヤワタビル株式会社	1,112	3.40
成川 武彦	875	2.68
Yawata Zaidan Limited	759	2.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	650	1.99
MORGAN STANLEY & CO.LLC	621	1.90
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	614	1.88
野村信託銀行株式会社 (投信口)	518	1.58
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	511	1.56

(注) 持株比率は自己株式 (250,963株) を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2023年6月6日を払込期日とする公募増資及び2023年6月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は5,435,000株増加しています。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社執行役2名が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日	2021年3月25日 報酬委員会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	111,700株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2033年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格： 994.75円 資本組入額： 497.38円
新株予約権の行使の条件	(注)
保有状況	新株予約権の数 1,117個 目的となる株式数 111,700株

(注) 新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、(i) 当社の2021年12月期から2023年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が64億円以上となり、かつ、(ii) 対象事業年度の平均投下資本利益率が4.9パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額（100億円を超える場合は100億円とします。）の100億円に対する割合をいいます。）を乗じて得た個数（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）を限度として新株予約権を行使することができます。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役若しくは取締役又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。
- (ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社又は当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。
- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、又はこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。
- $$\text{行使することができる新株予約権の個数} = \text{上記（ア）の限度個数} \times \frac{\text{割当日から要件地位喪失日までの日数}}{\text{割当日から新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの日数}}$$
- (オ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (カ) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

②当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び執行役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	八幡滋行	取締役会議長、指名委員、報酬委員 リスクマネジメント委員会議長
取締役 (独立役員)	加藤厚	監査委員会議長、リスクマネジメント委員 公認会計士 公認会計士加藤厚事務所
取締役 (独立役員)	ミヒヤエル ミュールバイエル	指名委員、報酬委員
取締役 (独立役員)	宮武雅子	監査委員、リスクマネジメント委員 弁護士、ブレークモア法律事務所 スペシャル・カウンセラー 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 日本酸素ホールディングス(株) 社外取締役
取締役 (独立役員)	梅本龍夫	取締役会副議長、指名委員会議長、報酬委員会議長 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 客員教授 有限会社アイグラム 代表取締役 (株)フォーラムエンジニアリング 社外取締役
取締役 (独立役員)	范仁鶴	指名委員、報酬委員 ハイサン・ディベロップメント（香港） 非業務執行独立取締役 チャイナ・エバープライイト・エンバイロメント・グループ（香港） 非業務執行独立取締役 ファースト・パシフィック（香港） 非業務執行独立取締役
取締役 (独立役員)	早川亮	監査委員 (株)イー・ワン・コンサルティング 代表取締役 アクサス・アドバイザーズ(株) 代表取締役兼マネージング・パートナー 早稲田大学 ビジネス・ファイナンス研究センター インベストメント・バンキング講座講師
代表執行役CEO	堀寛二	リスクマネジメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC. 代表取締役 Sumida Electric (H.K.) Company Limited 代表取締役 ISMART GLOBAL LIMITED 代表取締役 SUMIDA INSURANCE CORPORATION 代表取締役
代表執行役CFO	本多慶行	リスクマネジメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 スミダコーポレートサービス株式会社 代表取締役 Sumida Finance B.V. 代表取締役 ISMART GLOBAL LIMITED 代表取締役 SUMIDA INSURANCE CORPORATION 代表取締役 日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役加藤厚氏、ミヤビル ミュルバール氏、宮武雅子氏、梅本龍夫氏、范仁鶴氏及び早川亮氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は社外取締役の加藤厚氏、ミヤビル ミュルバール氏、宮武雅子氏、梅本龍夫氏、范仁鶴氏及び早川亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 当社は法定委員会（指名、監査及び報酬委員会）以外に任意でリスクマネジメント委員会を設置しています。
4. 監査委員の早川亮氏は複数の会社で経営に携わっており、また加藤厚氏（監査委員長）は公認会計士であり、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査委員の宮武雅子氏は弁護士であり、国際取引、訴訟及びコンプライアンスに関する法務での相当程度の知見を有しています。
5. 監査委員3氏とも社外取締役であるため、常勤の監査委員を選定していません。常勤の監査委員はおりませんが、コーポレートオフィスが当社のみならず当社グループの内部統制を担当し、コンプライアンス、リスクマネジメントの各業務を統括するとともに、内部監査室は監査委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしています。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
栖 関 智 晴	2023年3月27日	任期満了	取締役、指名委員、報酬委員、リスクマネジメント委員長 議長 (株)ミスミグループ本社 社外取締役
池 上 玄	2023年3月27日	任期満了	取締役、監査委員 公認会計士 池上玄公認会計士事務所 代表 帝人(株) 社外監査役 TAC(株) 社外取締役

③ 当事業年度中に退任した執行役

該当事項はありません。

④ 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を置き、社外取締役を議長とすることにより透明性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しています。

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう執行役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社企業グループ総体の価値の増大に資するものとします。

報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とします。

報酬委員会は、この趣旨に沿い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定しています。

当事業年度における当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会において決議された当方針に基づき、報酬委員会で適切に審議の上、決定しており、当方針に沿うものであると判断しています。

(1) 決定及び開示の範囲

報酬委員会が決定及び開示する「取締役及び執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役に区分して開示しています。

(2) 取締役報酬

取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向及び当社経営環境を考慮して設定しています。取締役の報酬は次の4つから構成されています。

1) 基本報酬

取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含みます）

2) 監査委員報酬

監査委員としての職責に対する報酬

3) 委員会議長報酬

監査委員会議長、指名委員会及び報酬委員会議長としての職責に対する報酬

4) 取締役会副議長報酬

取締役会副議長としての職責に対する報酬

(3) 執行役報酬

執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬（固定報酬）に加えてインセンティブ報酬（業績連動報酬）を採用しています。執行役の報酬は次の5つから構成されています。

1) 基本報酬

基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とします。金額は従前の業務実績等を考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定しています。

2) 短期インセンティブ

短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体又は担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減します。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合があります。

3) ストックオプション

中期経営計画の業績達成条件付新株予約権を付与します。

4) 長期インセンティブ

中長期的なモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のための報酬として付与します。

5) 年金

退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払います。

(4) 総報酬及び「固定報酬」は、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位と職務価値を勘案し妥当な水準を設定します。

(5) 取締役、社外取締役については、経営を監督する立場にあることから短期的な業績反映部分を排し、固定報酬である「基本報酬」及び委員会議長に対する「委員会議長報酬」及び監査委員に対する「監査委員報酬」及び取締役会副議長に対する「取締役会副議長報酬」のみとします。

⑤ 取締役及び執行役の当事業年度に係る報酬等の総額

(対象期間：2023年1月1日から2023年12月31日まで)

区分	人員 (人)	基本報酬 (百万円)	短期インセンティブ (百万円)	長期インセンティブ (百万円)	無償ストックオプション (百万円)	年金 (百万円)	フリンジ・ベネフィット (百万円)	合計 (百万円)
執行役	2	73	79	-	35	-	1	190
社内取締役	2	19	-	-	-	-	0	20
社外取締役	7	44	-	-	-	-	-	44
合計	11	137	79	-	35	-	2	254

- (注) 1. 当社グループの連結報酬額を記載しています。当社グループに係る報酬額は執行役分(2名)が190百万円、社内取締役分(2名)が20百万円、社外取締役分(7名)が44百万円です。上記の社内取締役の欄には、2023年3月27日に開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名に対して2023年1月から2023年3月の期間に支払った金額が含まれています。また、上記の社外取締役の欄には、2023年3月27日に開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名に対して2023年1月から2023年3月の期間に支払った金額が含まれています。
2. 短期インセンティブ報酬
当事業年度の連結営業利益目標の達成率に応じて支給額を算出しています。「短期インセンティブ」にかかる業績指標は、期首に設定した連結営業利益目標(2023年12月期：86億円)であり、その実績は85億円です。当該指標を選択した理由は、執行役が果たすべき業績責任を測る上で、営業利益額は最も適切な指標の一つと判断したためであり、より高い営業利益水準を達成することで、持続的成長と企業価値向上を目指しています。報酬額は、基本報酬に役職別に設定された係数及び指標達成度に応じた支給率を乗じて算定されています。
3. 長期インセンティブ報酬
当該事業年度に係る長期インセンティブ報酬の付与はありません。
4. 社外取締役の基本報酬の欄には、基本報酬、監査委員報酬、委員会議長報酬及び取締役会副議長報酬の合計額を記載しています。
5. 無償ストックオプション
会計基準において、当該事業年度に費用計上された金額となります。当該事業年度に係る無償ストックオプションの付与はありません。
6. 年金
当該事業年度に係る年金の支払いはありません。
7. フリンジ・ベネフィット
対象となる執行役2名及び社内取締役1名に対してフリンジ・ベネフィット総額2百万円(うち当社負担分0百万円)支払いました。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定できる旨を定めています。当該規定に基づき、当社と社外取締役の6名は責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しています。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償請求における賠償金額、判決金額、和解金、示談金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は全ての取締役、執行役、管理監督及び指揮命令を行う従業員です。また、当該保険契約の保険料については、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を得て、全額を会社が負担しています。

⑧ 社外取締役に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況

① 「取締役及び執行役の状況」の表に記載のとおりです。

当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等の関係はいずれもありません。

(2) 当社又は主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

① 社外取締役は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）になったことはありません。

② 社外取締役は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）と三親等以内の親族関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役の出席状況

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネジメント委員会
加藤 厚	6/6回 (100%)	14/14回 (100%)	-	-	4/4回 (100%)
ミヒヤエル ミュールバイエル	6/6回 (100%)	-	6/6回 (100%)	6/6回 (100%)	-
宮武 雅子	6/6回 (100%)	13/14回 (93%)	-	-	4/4回 (100%)
梅本 龍夫	6/6回 (100%)	-	6/6回 (100%)	6/6回 (100%)	-
范 仁鶴	6/6回 (100%)	-	6/6回 (100%)	6/6回 (100%)	-
早川 亮	6/6回 (100%)	14/14回 (100%)	-	-	-

(注) 当社はリスクマネジメント委員会を設置しています。委員には執行役、監査委員会議長及び監査委員が就任しています。

② 社外取締役の発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 加藤 厚	<p>加藤厚氏は、取締役会において主に会計の専門家としての観点から、議案審議等に積極的に意見を述べており、特に公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に社外取締役として十分な役割・責務を果たしています。</p> <p>また、監査委員会では、議長として、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行いました。当社の会計監査人以外の監査法人出身者として、独立した立場から内部監査部門や監査委員会への助言・指導を実施しました。</p> <p>また、リスクマネジメント委員会では、当社のリスクの洗い出しと対応策の策定に携わり、リスク管理に関して適宜必要な発言を行いました。</p>
社外取締役 ミハヤエル ミュールバイエル	<p>ミハヤエル ミュールバイエル氏は、取締役会において主に企業経営者の観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に欧州・米国を中心とする企業の財務分野の経営者としての知識、経験、自動車・電機業界の見識に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言等を行う等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。</p> <p>また、指名委員会では、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。</p> <p>また、報酬委員会では、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。</p>
社外取締役 宮武 雅子	<p>宮武雅子氏は、取締役会において主に弁護士の観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に国際的な弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に社外取締役として十分な役割・責務を果たしています。当事業年度の役員・幹部社員研修の実施にあたり、的確な助言を実施しました。また、内部通報対応をはじめとする日常的なコンプライアンス対応の実施状況の点検・見直しにあたり、適宜必要な助言を実施しました。</p> <p>また、監査委員会では、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行いました。</p> <p>また、リスクマネジメント委員会では、当社のリスクの洗い出しと対応策の策定に携わり、リスク管理に関して適宜必要な発言を行いました。</p>

	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 梅本 龍夫	<p>梅本龍夫氏は、取締役会において副議長として、主に経営コンサルタント、経営者の観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発及びマーケティングやブランディングの豊富な知識と経験に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言等を行う等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。</p> <p>また、指名委員会では、議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。</p> <p>また、報酬委員会では、議長として、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。</p>
社外取締役 范 仁鶴	<p>范仁鶴氏は、取締役会において主に中国・香港を中心とする企業の経営者・取締役としての観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に国際的な経営者としての知識・経験及びアジア市場に関する見識に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言等を行う等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。</p> <p>また、指名委員会では、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。</p> <p>また、報酬委員会では、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。</p>
社外取締役 早川 亮	<p>早川亮氏は、取締役会において主に企業経営者としての観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に国際的な経営者として金融業界の豊富な経験と見識に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言等を行う等、社外取締役として十分な役割・責務を果たしています。</p> <p>また、監査委員会では、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行いました。</p>

- (4) 子会社から受けている報酬等の総額
該当事項はありません。
- (5) 独立性に関する基準又は方針
当社において、独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれにも該当しない者とします。
- 1) 現に当社若しくは当社の子会社・関係会社（以下、「スミダグループ」といいます。）の業務執行者の地位にあり、又は取締役就任前10年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者
「業務執行者」とは、次に掲げる者をいいます。以下同じです。
 - イ. 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員
 - ロ. 業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者
 - ハ. 使用人
 - 2) その配偶者又は2親等内の親族が、現にスミダグループの業務執行者の地位にあり、又は取締役就任前5年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者
 - 3) 当社の主要な株主又はその業務執行者
「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいいます。
 - 4) スミダグループの主要な取引先又はその業務執行者並びにスミダグループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
「主要な取引先」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、スミダグループとの取引における支払額又はその受取額が、スミダグループ又は取引先の連結売上収益の2%以上を占めている法人等をいいます。
 - 5) スミダグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者（法律、会計又は税務の専門家又はコンサルタント等）。多額の金銭その他の財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者
「多額」とは、過去3年間の事業年度のうち、いずれかの事業年度における年間の金銭の支払いその他の財産の給付が500万円を超える場合をいいます（以下同じです。）。
 - 6) スミダグループから、多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者
 - 7) 前4項に該当する者の配偶者又は2親等内の親族
 - 8) その他、当社的一般株主と利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役としての職務遂行に支障を来す事情を有していると認められる者

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区分	金額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	96
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

④ 連結子会社の監査

当社の子会社であるSumida Electric (H.K.) Company Limited、SUMIDA AG等は当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けています。

⑤ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォート・レター作成業務についての対価を支払っています。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再任の検討を毎年行います。監査委員会は会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合には、監査委員会規則に則り、会計監査人の解任又は不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定します。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査委員の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集された株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 執行役並びに当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しています。代表執行役は、他の執行役並びに当社グループの取締役及び使用人が当原則に則って職務執行することを確保するため、その遵守状況を監視するシステムを構築します。具体的には次の事項を行います。

- イ. 「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中の3ヶ国語で掲示して、随時これを確認できるようにし、企業集団全体に周知徹底をします。またコーポレートオフィス(*)及び内部監査室は当原則の遵守状況を監視、検証します。
 - ロ. コンプライアンスは、コーポレートガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)をIntegrity(誠実性)、Discipline(規律)、Common Sense(常識)に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コーポレートオフィス及び内部監査室を中心に企業集団全体の体制整備及びモニタリング活動を行います。
 - ハ. コーポレートオフィス及び内部監査室は、以上の活動状況を代表執行役及び監査委員会に報告します。またその概要を取締役に報告します。
- 二. 代表執行役は、コンプライアンスを含め内部統制の有効性を検証し、取締役会に報告します。
(*)コーポレートオフィスは、代表執行役に直属し、リスクマネジメント、コンプライアンスの各業務を統括します。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表執行役は、職務執行に係る重要情報を情報管理規程や文書類管理規程等に従い、情報の重要度、保存期間及び保存場所を明確にして集中管理します。取締役は常時閲覧可能とします。

③ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

子会社の取締役は関係会社管理規程に基づき、子会社の財務情報、リスク・コンプライアンスに係る事項、その他重要な事項を当社に定期的に報告します。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表執行役CEOは、リスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネジメント・オフィサーとして、リスク管理を統括するリスクマネジメント委員会を設置し、その実施機関であるコーポレートオフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネジメント・モニタリング担当者を配置し、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスク対応策を策定・管理します。万一リスクが発生した場合には、損失を最小化するための対応方法を検討します。執行役、当社グループの取締役及び使用人はリスク管理規程に従って業務遂行に努めます。コーポレートオフィス及び内部監査室は以上の運用状況を監視・検証し、その状況を代表執行役及び監査委員会に報告します。また、その概要を取締役に報告します。

- ⑤ **執行役並びに当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
代表執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、当社グループの妥当な意思決定体制の確保と運用及び監視を行うシステムを構築し、経営効率を高めます。具体的には次の事項を行います。
- イ. 代表執行役は、必要に応じて諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分な検討を行います。
 - ロ. 代表執行役は、当社グループの職務権限及び妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証します。
 - ハ. 代表執行役は、当社グループの意思決定事項に係る業務の達成状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックすることを通じて、経営活動・事業遂行の一層の妥当性及び効率性を確保します。
 - ニ. 代表執行役は、当社グループの職務遂行に不可欠な情報の円滑な収集、分析と伝達、及び共有と蓄積等を通じ、適切かつ迅速な意思決定を確保します。
- ⑥ **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**
当社は純粋持株会社であり、事業は子会社等のグループ会社が行っているため、代表執行役及び当社グループの取締役は常に企業集団全体の統治を念頭に置きその業務を行います。コーポレートオフィスはコンプライアンス、リスクマネジメントの各業務を統括し、内部監査室は内部監査をし、その結果を内部監査報告書として、代表執行役及び監査委員会に提出します。監査委員会は内部監査室と連携して監査活動を行います。コーポレートオフィスは当社グループ全体の内部統制を担当します。
- ⑦ **監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査委員会の職務の補助業務は監査委員会補助人が担当します。ただし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければなりません。また、監査委員会補助人が監査委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従います。
- ⑧ **執行役並びに当社グループの取締役及び使用人が監査委員会に報告するための体制並びに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**
代表執行役及び執行役並びに当社グループの取締役及び使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告します。さらに、同ルールにおいて報告者に対して当該報告を理由とする不利益取扱いの禁止を定め、周知徹底します。また、その概要を取締役に報告します。
- イ. 会社に著しい損害及び利益を及ぼす可能性のある事実
 - ロ. 取締役及び執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれ若しくは発生した場合は、その事実
 - ハ. 月次会計資料
 - ニ. 内部監査報告書類
 - ホ. 主要な部門の月次報告書
 - ヘ. その他の重要事項

⑨ **監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査委員がその職務の執行について当社に対して会社法第404条第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩ **監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 内部監査室は、年度監査方針・計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行うこととします。また内部監査室は監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告します。さらに監査委員会は必要に応じて、内部監査室に追加監査の実施を求めることができます。
- ロ. 会計監査人は、監査委員会に対して期初に監査計画の説明を行い、期中監査の実施状況、期末監査の結果等について監査委員会に報告します。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行います。
- ハ. 会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに、必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の同意を要します。

⑪ **当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の検証**

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行います。

⑫ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

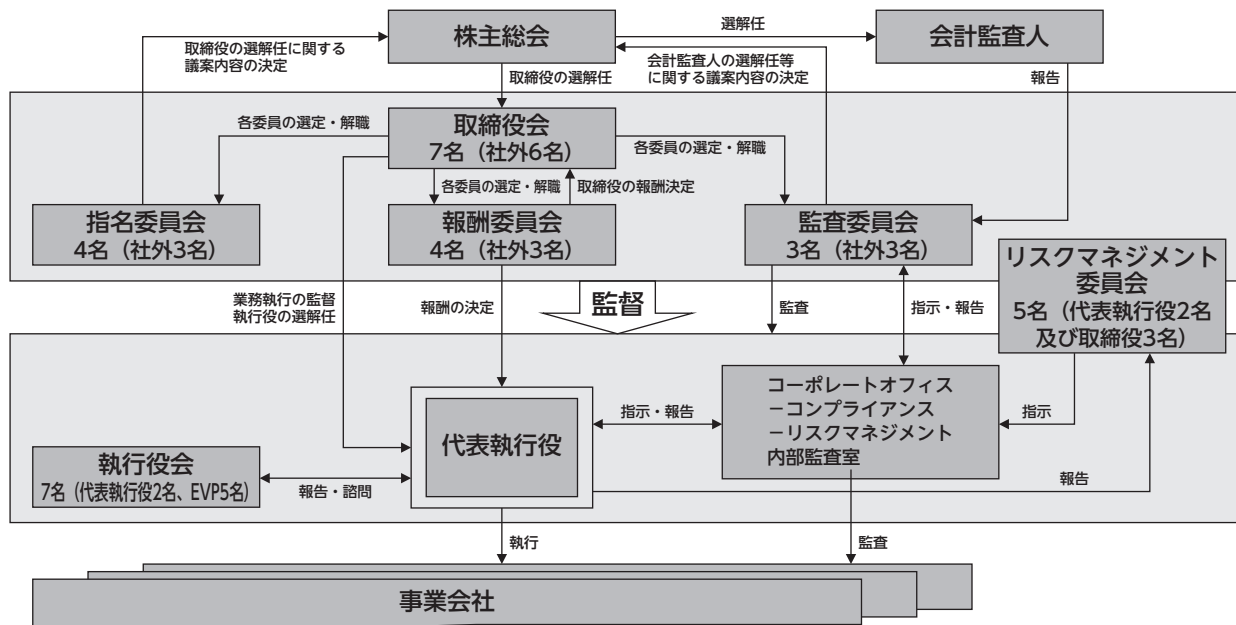
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する態度を買きます。

⑬ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当該事業年度において、取締役会は6回開催され、経営の基本方針の策定、所定の法定事項の決定や定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、その監督機能の強化・実践に努めて参りました。指名委員会は6回開催され、取締役候補者の選任基準の策定、取締役候補者の決定を行いました。監査委員会は14回開催され、定期的な決算情報に係る計算書類の作成プロセスの妥当性、内部統制体制、情報開示体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等に関する監査を実施し、その結果を取締役に報告しました。報酬委員会は6回開催され、取締役・執行役の報酬決定の方針及び個人別の報酬等を決定しました。取締役会の実効性の更なる向上のために当社及び取締役会が以下の取り組みを実施することを確認いたしました。

- ・戦略的な事項その他の重要な経営課題については、取締役会における審議がさらに充実したものとなるよう審議時間の拡大や事前配布資料の工夫等により提供する情報の質の向上に努めます。
- ・社外取締役が当社及び当社グループの事業に対する理解をより深めることができるよう、事業やその執行状況に関わる情報提供の在り方を一層工夫します。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制 (2023年12月31日現在)



(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満を切り捨てして表示しています。

連結計算書類 <国際会計基準(IFRS)>

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第69期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第68期 2022年12月31日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	3,107	2,944
営業債権及びその他の債権	28,324	30,069
棚卸資産	29,209	30,143
その他の流動資産	7,006	5,272
流動資産合計	67,648	68,431
非流動資産		
有形固定資産	52,084	46,416
使用権資産	5,986	4,885
のれん	5,335	4,916
無形資産	7,404	6,935
金融資産	630	589
繰延税金資産	2,996	2,345
その他の非流動資産	699	325
非流動資産合計	75,137	66,415
資産合計	142,786	134,846

科目	第69期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第68期 2022年12月31日現在
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	15,036	14,906
短期有利子負債	23,490	23,607
1年内返済予定又は償還予定 の長期有利子負債	7,856	12,697
1年内返済予定のリース債務	1,087	1,040
引当金	909	415
未払法人所得税	716	1,246
未払費用	3,857	3,822
その他の流動負債	2,595	2,591
流動負債合計	55,550	60,327
非流動負債		
長期有利子負債	20,030	17,330
リース債務	4,735	3,872
退職給付に係る負債	1,581	1,287
引当金	21	21
繰延税金負債	1,411	1,441
その他の非流動負債	2,143	1,688
非流動負債合計	29,923	25,641
負債合計	85,473	85,969
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	13,519	10,150
資本剰余金	13,078	9,898
その他資本性金融商品	—	4,850
利益剰余金	21,722	18,530
新株予約権	460	290
自己株式	△520	△520
その他の包括利益累計額	6,797	3,630
親会社の所有者に帰属する持分合計	55,056	46,829
非支配持分	2,255	2,047
資本合計	57,312	48,877
負債及び資本合計	142,786	134,846

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第69期	(ご参考) 第68期
	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで
売上収益	147,672	138,600
売上原価	△126,561	△119,298
売上総利益	21,110	19,302
販売費及び一般管理費	△12,282	△11,319
その他の営業収益	546	293
その他の営業費用	△809	△86
営業利益	8,564	8,189
金融収益	41	129
金融費用	△2,749	△1,784
税引前当期利益	5,856	6,534
法人所得税費用	△754	△1,366
当期利益	5,102	5,168
当期利益の帰属		
親会社の所有者	5,064	5,099
非支配持分	37	68

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結持分変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	その他資本性金融商品	利益剰余金	新株予約権	自己株式
当期首残高	10,150	9,898	4,850	18,530	290	△520
当期利益				5,064		
その他の包括利益						
当期包括利益合計	-	-	-	5,064	-	-
その他資本性金融商品の償還		△150	△4,850			
新株の発行	3,368	3,330				
配当金				△1,647		
その他資本性金融商品の所有者に対する分配				△224		
自己株式の取得						△0
株式に基づく報酬取引					169	
所有者との取引額合計	3,368	3,180	△4,850	△1,872	169	△0
当期末残高	13,519	13,078	-	21,722	460	△520

	親会社の所有者に帰属する持分							非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額					合計	合計		
	確定給付制度の再測定	その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	合計				
当期首残高	△397	41	34	3,952	3,630	46,829	2,047	48,877	
当期利益					-	5,064	37	5,102	
その他の包括利益	△148	0	△11	3,326	3,166	3,166	170	3,336	
当期包括利益合計	△148	0	△11	3,326	3,166	8,231	207	8,438	
その他資本性金融商品の償還					-	△5,000		△5,000	
新株の発行					-	6,698		6,698	
配当金					-	△1,647		△1,647	
その他資本性金融商品の所有者に対する分配					-	△224		△224	
自己株式の取得					-	△0		△0	
株式に基づく報酬取引					-	169		169	
所有者との取引額合計	-	-	-	-	-	△4	-	△4	
当期末残高	△546	41	22	7,279	6,797	55,056	2,255	57,312	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

計算書類 <日本基準>

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第69期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第68期 2022年12月31日現在
資産の部		
流動資産	8,849	9,322
現金及び預金	170	208
前払費用	65	86
短期貸付金	8,344	8,615
その他	268	412
固定資産	42,148	38,258
有形固定資産	1,252	1,252
建物	737	741
構築物	9	3
工具、器具及び備品	0	0
車両運搬具	3	4
土地	503	503
無形固定資産	3	3
電話加入権	3	3
投資その他の資産	40,892	37,002
関係会社株式	33,293	30,365
長期貸付金	7,105	6,380
繰延税金資産	338	112
その他	155	143
資産合計	50,997	47,580

科目	第69期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第68期 2022年12月31日現在
負債の部		
流動負債	6,004	13,890
短期借入金	3,554	4,834
1年内返済予定の長期借入金	1,282	7,581
未払金	149	93
未払費用	80	31
未払法人税等	29	362
その他	908	986
固定負債	11,607	7,132
長期借入金	11,533	7,057
その他	73	75
負債合計	17,611	21,023
純資産の部		
株主資本	33,635	26,742
資本金	13,519	10,150
資本剰余金	13,332	9,963
資本準備金	13,332	9,963
利益剰余金	7,305	7,148
利益準備金	264	264
その他利益剰余金	7,040	6,884
繰越利益剰余金	7,040	6,884
自己株式	△ 520	△ 520
評価・換算差額等	△ 710	△ 476
繰延ヘッジ損益	△ 710	△ 476
新株予約権	460	290
純資産合計	33,385	26,557
負債純資産合計	50,997	47,580

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第69期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	(ご参考) 第68期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
営業収益	3,841	3,704
営業費用	1,058	1,100
営業利益	2,783	2,603
営業外収益	182	333
受取利息	181	316
その他	0	17
営業外費用	1,036	742
支払利息	844	540
支払手数料	154	98
為替差損	35	102
その他	2	1
経常利益	1,928	2,194
特別利益	—	8
子会社清算益	—	8
特別損失	0	0
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益	1,928	2,203
法人税、住民税及び事業税	247	286
法人税等調整額	△ 122	31
当期純利益	1,804	1,885

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,150	9,963	9,963	264	6,884	7,148
当期変動額						
当期純利益					1,804	1,804
新株の発行	3,368	3,368	3,368			
剰余金の配当					△ 1,647	△ 1,647
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,368	3,368	3,368	－	156	156
当期末残高	13,519	13,332	13,332	264	7,040	7,305

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 520	26,742	△ 476	△ 476	290	26,557
当期変動額						
当期純利益		1,804		－		1,804
新株の発行		6,737				6,737
剰余金の配当		△ 1,647		－		△ 1,647
自己株式の取得	△ 0	△ 0		－		△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	△ 234	△ 234	169	△ 64
当期変動額合計	△ 0	6,893	△ 234	△ 234	169	6,828
当期末残高	△ 520	33,635	△ 710	△ 710	460	33,385

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 剛光
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 勝成

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、スミダコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 剛光
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 勝成

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第69期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門及び内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

スミダコーポレーション株式会社 監査委員会

監査委員	加	藤	厚
監査委員	宮	武 雅	子
監査委員	早	川	亮

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

証券コード	6817
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金配当基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、東京において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.sumida.com/jpn/investors/koukoku/

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買い取り請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）でお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座(*)に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、三菱UFJ信託銀行の証券代行部にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取次いたします。
(*)株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）に預託されていなかった株主様の株式は、当社が株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「特別口座」を開設して記録、管理しております。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

定時株主総会 会場ご案内図

東京會館 7階「マグノリア」
東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
電話：03-3215-2111



交通機関のご案内

地下鉄 東京メトロ千代田線「二重橋前<丸の内>駅」・東京メトロ有楽町線「有楽町駅」

東京メトロ日比谷線「日比谷駅」・都営三田線「日比谷駅」

B5出口より直結の地下コンコースをご利用いただけます。

J R 京葉線「東京駅」6番出口より徒歩3分 「有楽町駅」国際フォーラム口より徒歩5分

「東京駅」丸の内南口より徒歩10分

※駐車場の用意はいたしておりません。お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。